

【一抜け方式の入札事例】

等級	例（土木工事 A級）					
工事名	(1件目) ○×工事(1工区)	(2件目) ○○工事(2工区)	(3件目) △□工事(3工区)		(4件目) △▽工事(4工区)	(5件目) ○▽工事(5工区)
当初参加者数	8社	4社	3社		7社	4社
開札後の参加可能者		↓ 3社	↓ 1社 (一抜け方式適用外)	→ 3社	↓ 5社	↓ 2社
参加業者	A社	辞退	辞退	辞退	落札 A社	A社 (4件目落札)
	B社	辞退	辞退	辞退	B社	落札 B社
	C社	辞退	辞退	辞退	辞退	C社
	落札 D社	D社 (1件目落札)	D社 (1件目落札)	参加可能 → D社	D社 (1件目落札)	辞退
	E社	辞退	辞退	辞退	E社	辞退
	F社	F社	F社	F社	F社	辞退
	G社	G社	辞退	辞退	G社	辞退
	H社	落札 H社	H社 (2件目落札)	参加可能 → 落札 H社	H社 (2件目落札)	H社 (2件目落札)
落札者	D社	H社	H社 (結果的に、落札者決定順位の上位で落札者になった者が、2件目に続き、3件目を落札する可能性もある。)		A社	B社
備考		1件目の落札者であるD社は、参加できない。	基本的には、1件目及び2件目の落札者のD社及びH社は参加できない。しかし、残りはF社の1社となり競争性が確保できないため、一抜け方式適用外とし、既に落札したD社及びH社も参加対象とする。		再び、D社及びH社は、一抜け方式により参加できないものとなる。	

※(2件目)○○工事(2工区)：基本的には、同一工種かつ同一等級の工事が複数ある場合、落札者となった者は、以後の入札には参加できない。

※(3件目)△□工事(3工区)：落札者決定順位が下位の工事入札において、一抜け方式を適用することにより、競争性が確保できない場合は、その案件について一抜け方式の入札は行わない。

※(4件目)△▽工事(4工区)：競争性も損なわれないため、一抜け方式を適用させ、再びD社及びH社は参加できない。